

不動産取得税のお知らせ

不動産取得税は、土地や家屋を、有償・無償の別、登記の有無にかかわらず、売買、贈与、交換、建築（新築・増築・改築）などにより取得したときに、その取得者に一度だけ課税される県の税金です。不動産の取得後、ある程度の期間をおいて納税通知書が送付されますので、指定された納期限までに納付してください。

なお、一定の要件にあてはまる住宅や住宅用の土地を取得した場合には、必要な書類を添えて申請することにより軽減となる制度があります。詳しくは、県ホームページ（http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/004_01fudousanindex_00.html）をご覧ください。中南地域県民局県税部までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

中南地域県民局県税部課税第二課 電話 32-1131（内線 327）

不動産取得税のお知らせ

不動産取得税の徴収猶予制度について

（農地等の生前一括贈与による徴収猶予制度）

不動産取得税は、土地や家屋を、有償・無償の別、登記の有無にかかわらず、売買、贈与、交換、建築（新築・増築・改築）などにより取得したときに、その取得者に一度だけ課税される県の税金です。不動産の取得後、ある程度の期間をおいて納税通知書が送付されますので、指定された納期限までに納付する必要がありますが、農地等を生前一括贈与で取得した場合は、納期限までに地域県民局に徴収猶予の申請を行うことで不動産取得税の納付が猶予されます。

- 申請には戸籍謄本、農地法第3条の許可書の写し、農業委員会が交付する「不動産取得税の徴収猶予適格者証明書」などの書類が必要です。
- 農地等の生前一括贈与で徴収猶予を受けた場合は、3年ごとに徴収猶予継続届出書の提出が必要です。
- 贈与者又は受贈者が死亡した場合には、届出により猶予された納税義務が免除されます。

詳しくは、中南地域県民局県税部までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

中南地域県民局県税部課税第二課 電話 32-1131（内線 327）

不動産取得税の徴収猶予制度について